

## 1 脱炭素先行地域(小田原市)

- 2030年に脱炭素を実現する先行地域を全国で100箇所以上創出する国のプロジェクトです。
- 市は、2022年11月に国の選定を受け、地域の成長戦略として、**2つのエリアで脱炭素先行地域の創出**を目指しています。



## 2 地域脱炭素化促進事業(小田原市)

- 市は、地球温暖化対策推進法に基づき、地域脱炭素化促進事業の対象となる促進区域(一部地域を除く市街化区域)を定めています。
- 同事業計画を市に申請し認定を受けることで、**各種許認可のワンストップ化特例制度**が適用されます。また、**地元関係者との円滑な合意形成**が可能となります。
- 2024年4月を目途に事業認定手続きに関するガイドラインを公開予定です。

## 3 再生電力の利用促進(小田原市・神奈川県)

- 市は、電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロ(RE100)を達成する事業者を支援します。
- 再生電力を利用する事業者には、「**かながわ再生電力利用事業者認定証**」を県知事・市長名で交付するとともに、**市の広報・イベント等で事業者情報をPR**します。また、市の補助制度等で優遇します。
- 再生電力の購入等に当たっては、「**首都圏再生共同購入プロジェクト**」に参加することで、**入札により安価に購入**することが可能です。

## 4 中小企業向けワンストップ相談窓口(神奈川県)

- **神奈川県産業振興センター(KIP)**では、脱炭素に関する悩み(取組方法、補助金の併用等)の相談を受けています。お気軽にご相談ください。

相談窓口はこちら



本パンフレットに関するお問い合わせ **小田原市 環境部 ゼロカーボン推進課**

▶ AEMS・太陽光発電の補助金については ☎ **0465-33-1425** ✉ [energy@city.odawara.kanagawa.jp](mailto:energy@city.odawara.kanagawa.jp)

▶ 省エネ等の補助金については ☎ **0465-33-1426** ✉ [zero-carbon@city.odawara.kanagawa.jp](mailto:zero-carbon@city.odawara.kanagawa.jp)

小田原市内の電力地産地消プラットフォーム“AEMS”で

# 余った電気有効活用

しませんか？

AEMSとは…

エリア・エネルギー・マネジメント・システムの略称で、小田原市内で発生する余剰電力を、市内で消費することで、地産エネルギーの最大導入につながることも、地域経済の好循環にも貢献できるシステムです。



補助金も活用できます。

2024年度～(期間限定)小田原市補助金

**1** AEMSに余剰電力を供給する太陽光発電を募集中、新規導入費の**2/3**を補助

**2** 太陽光発電(自家消費)、省エネ設備等の導入を重層的に補助

# エリア エネルギー マネジメント システム

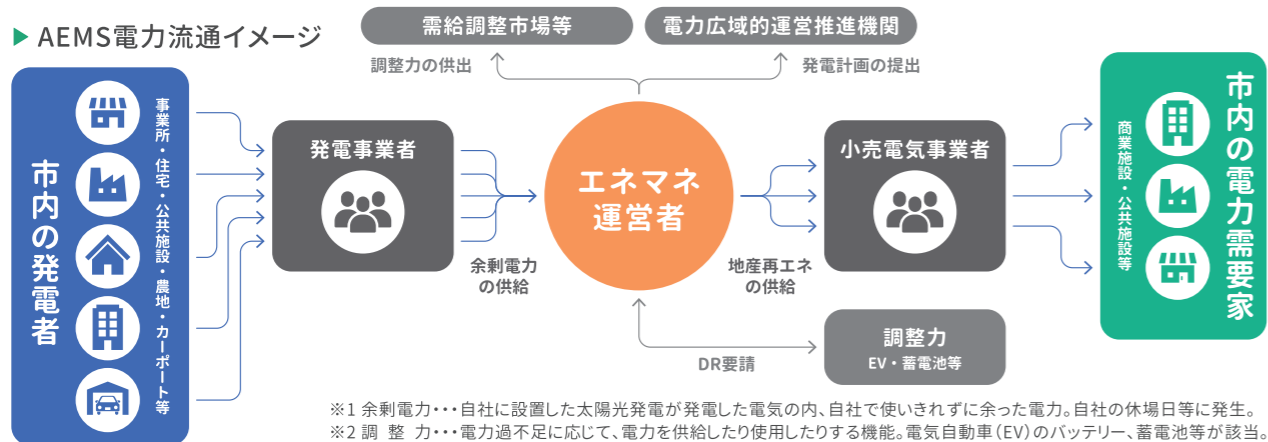
## なぜ必要？

- 現在、電力系統内の需給バランス不安定化・混雑化により、再エネ<sup>※</sup>の出力制御が発生しており、2023年度は、九州地方で7%、中国地方で4%の再エネが使われずに捨てられる見込みです。
- 小田原市内でも2030年頃には出力制御が発生する見込みであり、今から、市内の事業所等で余剰となる電力は捨てず、市内(配電網内)で地産地消する仕組みを構築することが必要です。

※再エネとは…太陽光、風力、地熱等の自然界に常に存在するエネルギー。化石燃料とは異なり、再エネを使用してもCO<sub>2</sub>を排出しません。

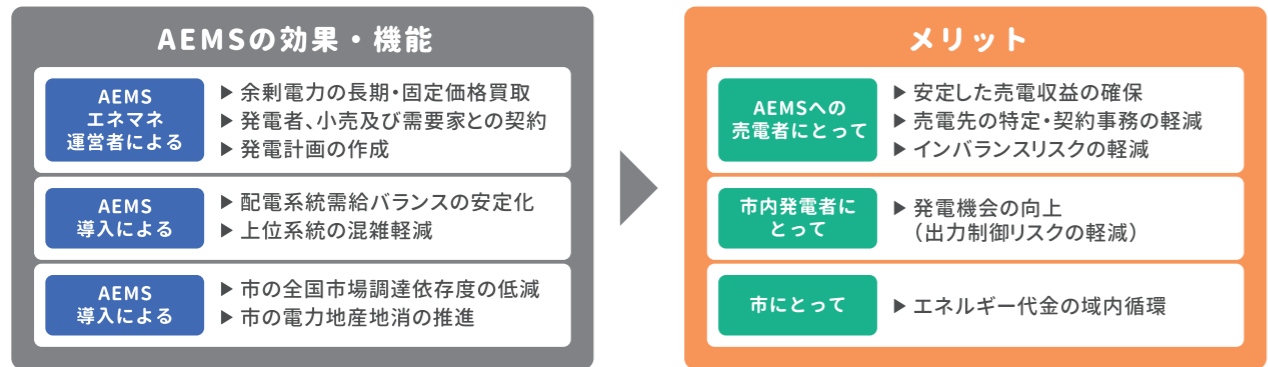
## どんな仕組み？

- 小田原市内で発生する余剰電力<sup>※1</sup>を取引するとともに、市内の調整力<sup>※2</sup>を制御して電力の需要と供給を調整するプラットフォームです。
- 全国に先駆け、小田原市と東京電力グループが共同で構築に取り組み中です。



## 導入すると何がいい？

小田原市内(配電網内)で余剰電力が消費されることで、市内の発電者の売電リスク・コストを軽減し、地産エネルギーの最大導入につながるとともに、地域経済の好循環にも貢献します。



# 小田原市 創エネ・省エネ補助金について

市内で太陽光発電・省エネ設備導入を検討中の方は、  
 お気軽に市まで問い合わせください。  
 市職員が、活用可能な補助金をご案内します。



## 1 事業者向け太陽光発電(PV)

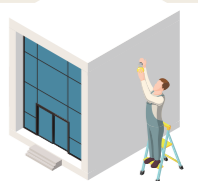
- AEMSに余剰電力を供給するPVには、設置費用の2/3または1/2を補助します。
- 補助金を活用したPV導入・AEMS売電により、FIT(固定価格買取制度)売電と同等以上のIRR(内部収益率)が見込まれます。
- PV設置形態は、「自己所有」「PPA」「リース」いずれも可能です。
- PV設置場所は、屋根置き、農地(ソーラーシェア)、地上(野立て)、カーポート等が可能です。
- 神奈川県の実業向け補助金(補助額6万円/kW)との併用も可能となる予定です。

| 補助率(額) | 2/3 <sup>※1</sup><br>(脱炭素先行地域づくり事業)        | 1/2<br>(重点対策加速化事業)                          | 5万円/kW <sup>※2</sup><br>(重点対策加速化事業)    |
|--------|--|---|--|
| 自家消費率  | 50%以上 <sup>※3</sup>                        | 50%未満                                       | 50%以上                                  |
| 交付要件   | AEMS売電 <sup>※4</sup> 及びRE100 <sup>※5</sup> | AEMS売電 <sup>※4</sup> 及び促進事業認定 <sup>※6</sup> | 自家消費<br>(売電する場合はAEMS売電 <sup>※4</sup> ) |

※1 PVの付帯設備として蓄電池を設置する場合、蓄電池にも2/3を補助。  
 ※2 上限50万円/件。補助率は、カーポート型の場合、1/3。建材一体型(窓)の場合、3/5。建材一体型(壁)の場合、1/2。  
 ※3 太陽光発電設備を施設内の設置可能な屋根等の概ね全てに導入するものとして市が認めることができない場合、50%以上75%未満。  
 ※4 小田原市地産地消再エネ事業者登録事務要領に基づき市に登録された発電事業者(市登録発電事業者)を介した売電が必要。  
 ただし、単独250kW以上のPVの場合、市登録発電事業者を介さない売電も可能。  
 ※5 PV設置場所が民生部門に該当する場合、2030年度までのRE100(電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質0、再エネ電力への切替等により実現)が必要。  
 ※6 地域脱炭素化促進事業計画を市に提出し、市の認定を受けることが要件。詳細は、事業認定手続きのガイドライン(2024年4月公開予定)を参照。

## 2 事業者向け空調・照明

- 設置費用の1/2(上限500万円)を補助します。(再エネ電力を利用する企業は上限600万円)
- 神奈川県の省エネ設備補助金(補助率1/3)との併用も可能となる予定です。



## 3 戸建住宅向け省エネ・再エネ設備

- 次の金額を補助します。

|      |                |                   |      |                             |
|------|----------------|-------------------|------|-----------------------------|
| 燃料電池 | 蓄電池<br>(EV・定置) | V2H <sup>※1</sup> | ZEH  | 太陽光発電 <sup>※2</sup><br>(PV) |
| 3万円  | 5万円            | 5万円               | 10万円 | 7万円/kW                      |

※1 EV(電気自動車)のバッテリーに貯めている電力も自宅で使えるよう充電器を導入するもの。  
 ※2 PVの付帯設備として蓄電池を設置する場合、蓄電池には1/3を補助(上限4.7万円/kWh)。

